

関西クィア映画祭 規約 (2018改定版)

第1条 (名称・事務所)

- 1、当会の名称を「関西クィア映画祭」とする。
- 2、別名として「Kansai Queer Film Festival」、略称として「KQFF」を使用することもできる。
- 3、当会は、事務所を京都市左京区に置く。

第2条 (当会の目的)

- 1、「クィア」を切り口に、性とそれに関わる暮らしや生き方をテーマにした映像作品の上映を中心とした「関西クィア映画祭」を開催する。
- 2、映画祭は1年または2年に一回程度の頻度で、2000人程度の集客を目標とする規模で、開催する。
- 3、これまでの当会の活動実績を継承すると共に、将来に向かって継続的に関西クィア映画祭を開催できる組織体制を確立・維持する。

第3条 (趣旨)

- 1、【性と生の多様性の可視化・実感】
レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダー (LGBT) に留まらない雑多な性のあり方や、セックスワーク、非モノガミー、障害、民族、人種、宗教、病気、貧困などが交錯したさまざまな生のあり方が、自身の周りや地域社会の中にも既に存在するという事実を可視化し、多様性を身近なものとして実感できる場を日常生活の中につくる。
- 2、【自己肯定】
映画を通じて性と暮らしの多様性を実感し、自分の中の物差しに気づくことで、必ずしも「普通」「典型的」である必要はないと知り、性的少数者に限らず全ての人が自身のセクシュアリティやあり方を肯定し、自分らしい一歩を踏み出して生きる力を得られる映画祭にする。
- 3、【エンターテインメントと学びと感動】
エンターテインメントとしても質の高い作品を上映し、初めての人でも気軽に楽しめる参加しやすい映画祭にする。幅広い方向性の作品を上映し、自分とは異なる性のあり方を知り、学びと感動を得られるようにする。映画を通して、自身と社会の「物事の見方の限界」を広げられるようにする。
- 4、【ミックスな場・ひとりひとりが異なる・共感とつながり】
ひとりひとりが異なるという認識からスタートし、特定のアイデンティティで集まるのではなく、性別や性的指向を問わず誰でも参加できるミックスな場を創る。性的少数者を含む全ての人が、他者と出会い自身を問い返してコミュニケーションする中で、ひとりひとりが成長し、差異を越えた共感とつながりをつくる。
- 5、【複合差別と多面性の重視】
「私たち」のコミュニティや性的少数派の運動の内部にも、「少数派の中の少数派」や「少数派の中の多数派」なども含め様々な力関係や差別があることを踏まえ、コミュニティや運動の中で不可視化されやすいテーマも、積極的に取り上げる。また、フェミニズム/女性解放運動や民族差別に反対する運動、障害者解放運動などの、先行する社会的な取り組みを学び、複合差別の考え方を重視する。それを通じて、自分が少数派として力や自由を奪われているという側面だけではなく、コミュニティ内外で自分が力や自由を持っていて、意図せずとも他人から力や自由を奪ってしまっている多数派としての側面があることを理解し、責任を引き受け、取り組む。多数派や主流派による、場や社会の私物化に反対する。
- 6、【民主的な組織運営】
誰でも参加できる、開かれた公平な運営を行う。トップダウン型の組織のあり方や、場のノリによる少数意見の抑圧、仲間はずれ、内外の様々な暴力に反対する。組織的な活動経験をつむことで、自分と違う意見の人とも話し合いと交渉で合意を形成するスキルを身につけ、「権利と責任」について学び、「与えられたルール」ではない自分たちのやり方をつくる。自分と他人の発言権を尊重し、他人の話を遮らず聞く努力をする。

第4条 (事業)

- 1、当会は以下の事業を行う。
 - ・ 関西クィア映画祭の開催
 - ・ 関西クィア映画祭の趣旨を広め、広報するための活動
 - ・ その他、当会が必要と認める活動

第5条（組織）

当会は以下の組織を置く。

【実行委員会】当会の活動の中心的な役割を担う。会としての合意形成のための話し合いを行い、会の意志を実行する常設の機関。

【運営チーム】会の運営に責任を負う常設の機関として、実行委員会内に設置する。

【総会】当会のあり方や方針について、長期的な視点から根底的に考え話し合う場で、少なくとも1年に1回開催する。

【理事会もしくは組織委員会（以下「理事会/組織委員会」）】組織を維持し、機材やインフラを管理し、実行委員会へのサポートやアドバイス、教育などを行う常設の機関。

【代表】当会を取りまとめ、当会を対外的に代表する。

第6条（実行委員会）

- 1、実行委員会の会議は、対面・公開を原則とする。第2条及び第3条に賛同し本規約を尊重する者は、個人としての好き嫌いや考え方の違い、国籍、民族、年齢、職業、性のあり方等に関わらず、会議に出席できる。会議では実行委員を中心に話し合いを行い、実行委員でない者は話し合いを傍聴できる。
- 2、実行委員会の会議に出席する者は、異なる意見には耳を傾け、思ったことは直接伝え、意見には可能な限り理由を付すよう努める。
- 3、実行委員会の会議では、司会を1名、書記を1名以上設ける。
- 4、実行委員会で自分が引き受けた仕事には、各自、責任を持って取り組む。
- 5、実行委員会の会議に実際に出席した者のうち、関西クィア映画祭という団体に継続して関わり続ける意志を表明する者は、誰でも実行委員になることができる。
- 6、実行委員の任期は定めない。実行委員を辞める場合はその旨を表明し、引き受けていた仕事の引継ぎを行った後に、辞めることができる。
- 7、各実行委員は、原則として、実行委員会のメーリングリストと掲示板に参加しなければならない。
- 8、実行委員会の対面会議に実際に出席している実行委員で、会としての合意形成のための話し合いを行う。実行委員会の中で意見が分かれてまとまらない時、実行委員会で合意形成を行う時間がないとき、その他運営チームが必要と判断した時は、実行委員会の意志を運営チームが決定する。
- 9、実行委員会は、実行委員長を選任・解任できる。

第7条（運営チーム）

- 1、運営チームの選任と解任は、総会もしくは理事会/組織委員会が行う。運営チームの任期は1年とする。
- 2、運営チームは、実行委員会により決定された日程以外でも、実行委員会を招集することができる。

第8条（総会）

- 1、代表もしくは理事会/組織委員会が、総会を招集する。
- 2、代表は、理事/組織委員1名以上もしくは実行委員1名以上から、議案を付して書面で要求された時には、総会を開かなければならない。
- 3、関西クィア映画祭に関わりたい者は、誰でも総会に参加できる。
- 4、総会では、合意形成のために話し合いを行う。合意が形成されなかった時は、理事会/組織委員会が決定する。
- 5、総会から次の総会までの期間は、理事会/組織委員会がその役割を代替する。

第9条（理事会/組織委員会）

- 1、過去に1年以上実行委員の経験があったり、代表や責任者をつとめるなど、これまでの当会の活動を担い支えてきた経験者が、総会の議決により理事/組織委員に就任する。理事/組織委員の任期は3年とする。
- 2、実行委員会、運営チーム、総会、代表のいずれもがうまく機能していないと理事会/組織委員会が判断した場合には、理事会/組織委員会が、当会の組織としての意志を決定する。
- 3、各理事/各組織委員は、10日以上告知期間を置くことで、理事会/組織委員会を招集できる。理事/組織委員は、理事会/組織委員会の対面会議に出席するよう努力する。
- 4、理事会/組織委員会の対面会議の定足数は3分の2、議案の可決要件は出席者の3分の2とする。委任状はこれを認めない。
- 5、上記に関わらず、書面もしくはメールなどで、議案に賛成する明示的な意思表示がすべての理事/組織委員から得られた場合は、対面会議を経ずに、理事会/組織委員会として議案を可決できる。

第10条（代表）

- 1、代表（または共同代表）の選任と解任は、総会もしくは理事会/組織委員会が行う。
- 2、関西クィア映画祭に関わる事項のうち、本規約に明示的な定めがない事項については、代表に決定をいったん一任する。代表の決定に異議がある者は、実行委員会の対面会議に出席して異議申し立てができる。実行委員会で合意が得られた場合には、代表による決定を変更する。

第11条（会計および監査役）

- 1、当会は会計および監査役を置き、監査役は会計の正当性を担保する。会計と監査役は兼任できない。
- 2、会計期間は、総会から次の総会までとする。
- 3、会計は、映画祭終了後30日以内に、実行委員会と理事会/組織委員会に対して会計報告を行う。
- 4、会計および監査役の選任と解任は、総会もしくは理事会/組織委員会が行う。

第12条（解散）

- 1、当会は、総会もしくは理事会/組織委員会の決定によって、解散する。
- 2、解散の際には会計の精算を行い、残額は当会と同様の活動目的を持つ非営利団体に寄付する。

第13条（変更）

- 1、総会もしくは理事会/組織委員会の決定によって、この規約を変更することができる。

(2015年7月14日に決定。9月27日に改定。)

(2018年11月11日に改定)

	実行委員会	運営チーム	総会	理事会/ 組織委員会	代表/ 共同代表
メンバー/ 構成員	誰でも	総会もしくは 理事会/組織委 員会が選任	誰でも	経験者	総会もしくは 理事会/組織 委員会が選任
選任と解任	継続して関わり続ける 意志を表明する者		関西クィア映画祭に 関わりたい者は誰でも	総会で選任	
任期	定めなし	1年	ない	3年	定めなし
招集権者	定めなし (運営チーム)	定めなし	代表もしくは 理事会/組織委員会	各理事/ 各組織委員	
招集の義務	定めなし	定めなし	理事/組織委員1名以上 もしくは実行委員1名以上	定めなし	
会議参加の 権利者	第2条及び第3条に賛同し 本規約を尊重する者	運営チーム	定めなし	理事/ 組織委員	
会議参加の 義務者	実行委員	運営チーム	定めなし	理事/ 組織委員	
投票権者	実行委員	運営チーム	定めなし	理事/ 組織委員	
会議の 成立要件	定めなし	定めなし	定めなし	3分の2	
議案の 可決要件	合意によって決定 まともでない時は 運営チームが決定	定めなし	合意によって決定 まともでない時は 理事会/組織委員会が決定	3分の2	
役割	映画祭を実行する		組織を維持する・意思決定する		代表し 取りまとめる

▼ 「理事会/組織委員会」について

- ・組織名について「理事会」と「組織委員会」とで意見が分かれているので、これから1年間かけて「理事会/組織委員会」で話し合ってもらおう。
- ・理事会/組織委員会の仕事は、大雑把に言うと以下の通り。

【相談にのる】

- ・実行委員、実務スタッフ、理事/組織委員、その他関係者から依頼されたら、相談にのる。「いつでも、相談にのるよ」という意思を見せるために、メルアドと電話番号を、実行委員会と理事会/組織委員会に開示する。
- ・相談を受けたら、個人的に対応可能なものは、個人的に対応する。難しいものは、他の理事/組織委員や実行委員などに相談する。
- ・対応中、もしくは少なくとも対応後には、顛末を、相談者名や相談内容を含め個人情報付きで、理事会/組織委員会に全面的に報告する。「他の人には、話さないで」という条件のついた相談は、受けない。（水面下でのパワーゲーム、派閥形成を避けるため）

【手伝い】

- ・可能な範囲で、実務を手伝う。（以前、字幕作成を急遽手伝ってもらったように）
- ・可能な範囲で、当日スタッフとして参加する。
- ・可能な範囲で、実行委員会の会議に出る。
- ・可能な範囲で、資金的カンパをする。

【組織する】

- ・長期的な視点、少し実行委員会から離れた視点から、積極的に、実行委員会や運営チーム、代表に、意見する。
- ・組織運営が上手くいかなかった時には、積極的に、介入、対応する。
- ・実行委員会、運営チーム、総会、代表のいずれもがうまく機能していないと理事会/組織委員会が判断した場合には、理事会/組織委員会が、当会の組織としての意志を決定する。